

ニセコ町幼児センターの設置及び管理に関する条例（平成18年条例第21号）新旧対照表

現行	改正後（案）				
(名称及び位置) 第2条 幼児センターの名称及び位置は、次のとおりとする。 <u>名称 ニセコ町幼児センター</u> <u>位置 ニセコ町字富士見17番地外</u>	(名称及び位置) 第2条 幼児センターの名称及び位置は、次のとおりとする。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">名称</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">位置</th> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">ニセコ町幼児センター</td> <td style="padding: 5px;">ニセコ町字富士見17番地外</td> </tr> </table>	名称	位置	ニセコ町幼児センター	ニセコ町字富士見17番地外
名称	位置				
ニセコ町幼児センター	ニセコ町字富士見17番地外				
(定員) 第3条 <u>短時間型の定員は45人、長時間型の定員は135人とする。</u>	(定員) 第3条 <u>幼児センターの定員は、次のとおりとする。</u> (1) <u>短時間型 45人</u> (2) <u>長時間型 135人</u>				
(保育料等) 第7条 前条第2項の規定による入園の承諾を受けた乳幼児の保護者は、 次の各号に定める保育料、預かり保育料、一時保育料 <u>又は休日保育料</u> <u>_____</u> （以下「保育料等」という。）を納入しなければならない。 (1)～(4) (略) (5) 幼児センター給食費 満3歳以上児に限り主食費として1人当たり 月額1,000円とし、副食費については、1人当たり短時間型月額3,900	(保育料等) 第7条 前条第2項の規定による入園の承諾を受けた乳幼児の保護者は、 次の各号に定める保育料、預かり保育料、一時保育料 <u>、休日保育料</u> <u>又は乳児等通園支援保育料</u> （以下「保育料等」という。）を納入しなければならない。 (1)～(4) (略) (5) 幼児センター給食費 満3歳以上児に限り主食費として1人当たり 月額1,000円とし、副食費については、1人当たり短時間型月額3,900				

円、長時間型月額4,500円とする。ただし、ニセコ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例（平成26年ニセコ町条例第18号）第13条第4項第3号イ若しくはロまたはニセコ町幼児センター第3子以降給食費免除実施要綱（令和元年教育委員会訓令第6号）に該当する場合、副食費については、この限りでない。

円、長時間型月額4,500円とする。ただし、ニセコ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例（平成26年ニセコ町条例第18号）第13条第4項第3号イ若しくはロ又はニセコ町幼児センター第3子以降給食費免除実施要綱（令和元年教育委員会訓令第6号）に該当する場合、副食費については、この限りでない。

(6) 乳児等通園支援保育料 乳児等通園支援事業に係る保育料の額は、1時間当たり300円とする。